## 第7号の2様式並びに第7号の2様式別表1、別表2、別表3、別表4、別表5及び別表6記載の手引

	欄等	記載のしかた	留 意 事 項
	1 用途等	この明細書は、外国において課された外国の法人税等の額を	
第		法人税割額から控除しようとする場合に記載し、第6号様式の	
七		申告書又は第10号の3様式の更正請求書に添付してください。	
号	2 「法人名」	法人課税信託の受託者が当該法人課税信託について、この明	
0)		細書を第6号様式の申告書又は第10号の3様式の更正請求書に	
_		添付する場合にあっては、当該法人課税信託の名称を併記して	
様	5 t A 60 to 100	ください。	
式	3「政令第9条の7第4項た	道府県民税の控除限度額を政令第9条の7第4項ただし書の	道府県民税の控除限度額
~	だし書の規定の適用の有	規定により計算する法人にあっては「有」を、政令第9条の7	を政令第9条の7第4項た
その	無」	第4項本文の規定により計算する法人にあっては「無」を○印で囲んでください。	だし書の規定により計算する法人とは、事務所又は事
_		で囲んでください。	業所(以下この記載の手引
)			において「事務所等」とい
			います。)の所在する都道
			府県が実際に採用する税率
			に相当する割合を用いて計
			算する法人をいい、同項本
			文の規定により計算する法
			人とは、100分の5を用い
			て計算する法人をいいます。
			以下この記載の手引におい
			て同じです。
	4 「当期の控除対象外国税額	連結申告法人以外の法人にあっては法人税の明細書(別表6	
	①」	(2)) の1の欄の金額を、連結申告法人にあっては法人税の明細	
	- 「芸の左い中の神吟四座姫	書(別表6の2(2)付表)の1の欄の金額を記載します。	
	5 「前3年以内の控除限度額 を超える外国税額②」	前3年以内の各事業年度又は各連結事業年度において課され た外国税額のうち、前期までに法人税、道府県民税の法人税割	
	と 但 た る 介 国 仇 領 ② 」	及び市町村民税の法人税割の額から控除されなかった部分の額	
		を記載します。	
	6 「国税の控除限度額④」	連結申告法人以外の法人にあっては法人税の明細書(別表6	
		(2)) の17の欄の金額を、連結申告法人にあっては法人税の明細	
		書(別表6の2(2)付表)の9の欄の金額を記載します。	
		ただし、第7号の2様式別表1の①の欄に外書きの金額があ	
		る場合においては、次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ次	
		に定める金額を記載します。	
		(1) 第7号の2様式別表1の⑤の欄の金額が、同表の①の欄の	
		金額以下の場合 同表の①の欄の金額	
		(2) 第7号の2様式別表1の⑤の欄の金額が、同表の①の欄の	
		金額を超え、かつ、同欄の金額と同欄の外書きの金額の合計 額以下の場合 同表の⑤の欄の金額	
		(3) 第7号の2様式別表1の⑤の欄の金額が、同表の①の欄の	
		金額と同欄の外書きの金額の合計額を超える場合 当該合計	
		額	
	7 「道府県民税の控除限度額	道府県民税の控除限度額を政令第9条の7第4項本文の規定	
	6)	により計算する法人は、国税の控除限度額に100分の5を乗じて	
		計算した金額を記載し、道府県民税の控除限度額を政令第9条	
		の7第4項ただし書の規定により計算する法人は、第7号の2	
		様式別表2の⑦の欄の金額を記載します。	
	8 「前3年以内の控除未済外	(1) 前3年以内の各事業年度又は各連結事業年度において道府	
	国税額の明細」	県民税の法人税割額から控除することができる外国税額が当	
		該各事業年度又は各連結事業年度の法人税割額を超えること	
		となったため控除することができなかった額がある場合に記	
		載します。	
		(2) 「控除未済外国税額⑬」の欄は、次に掲げる場合にあって は、それぞれに定める金額を記載します。	
Щ.		アは、~、イレ~、イレル~圧炒る並供と正戦しまり。	

	欄等	記載のしかた	留 意 事 項
	11.7	(1) この申告書を提出する法人を合併法人等(合併法人、分	
		割承継法人又は被現物出資法人をいいます。以下この記載	
		の手引において同じです。) とする適格合併等が行われた	
		場合 政令第9条の7第18項の規定の適用があるときの当	
		該適格合併等の日の属する事業年度又は連結事業年度にあ	
		っては、第7号の2様式別表5(その1)の⑦の欄の金額	
		(ロ) この申告書を提出する法人を分割法人等(分割法人又は	
		現物出資法人をいいます。以下この記載の手引において同	
		じです。)とする適格分割等が行われた場合 政令第9条	
		の7第25項の規定の適用があるときの当該適格分割等の日	
		の属する事業年度又は連結事業年度にあっては、第7号の	
		2様式別表6(その1)の⑤の欄の金額	
	9 「各道府県ごとに控除する	2以上の都道府県に事務所等を有する法人が次のように記載	
	外国税額の明細」	します。	
		(1) 「従業者数又は補正後の従業者数」の欄は、道府県民税の	
		控除限度額を政令第9条の7第4項本文の規定により計算す	
		る法人にあっては、法人税額の課税標準の算定期間又は連結	
		法人税額の課税標準の算定期間(以下この記載の手引中にお	
		いて「算定期間」といいます。)の末日現在の従業者数を記載	
		し、道府県民税の控除限度額を政令第9条の7第4項ただし	
		書の規定により計算する法人にあっては、第7号の2様式別	
		表2の⑧の欄の補正後の従業者数を記載します。	
		(2) 都道府県ごとの「控除すべき外国税額⑮」の欄の計算は、「当	
		期分の控除外国税額⑨」及び「前3年以内の控除未済外国税	
		額⑩ の合計額を各都道府県ごとに従業者数又は補正後の従	
		業者数により按分して行います。この場合において、当該算	
		定した外国税額に1円未満の端数があるときは、その端数を	
		切り捨ててください。	
		(3) 「各道府県ごとに算定した法人税割額⑰」の欄は、各都道	
		府県ごとに算定した当該事業年度分又は連結事業年度分の法	
		人税割額(第6号様式の⑧の欄に記載すべき法人税割額で100	
		円未満の端数を切り捨てる前の金額)を記載します。	
	1 用途等	(1) この明細書は、東京都内に事務所等を有する法人が外国に	
第	1 用述等	おいて課された外国の法人税等の額を法人税割額から控除し	
七日		ようとする場合に記載し、東京都に提出する第6号様式の申	
号		告書又は第10号の3様式の更正請求書に添付してください。	
0		なお、この明細書は、第7号の2様式(その1)に代えて使	
		用して差し支えありません。	
様		(2) この明細書中、2段書きとされている各欄は、上段に道府	
式	O [7+1 A :	県相当分、下段に市町村相当分を記載します。	
~	2 「法人名」	法人課税信託の受託者が当該法人課税信託について、この明知者が、日本は、本の日本書子は第10日の日本書子は第10日の日本書子は第10日の日本書子は、第10日の日本書子書も書い	
そ		細書を第6号様式の申告書又は第10号の3様式の更正請求書に	
0)		添付する場合にあっては、当該法人課税信託の名称を併記して	
	o Emil A feter - fee - 111 - 111	ください。	the life of a few sections
	3「政令第9条の7第4項た	道府県民税の控除限度額を政令第9条の7第4項ただし書の	
	だし書の規定の適用の有無	規定により計算する法人及び市町村民税の控除限度額を政令第4	
	」及び「政令第48条の13第	8条の13第5項ただし書の規定により計算する法人にあっては	
	5項ただし書の規定の適用	「有」を、これらの額を政令第9条の7第4項本文及び政令第4	
	の有無」	8条の13第5項本文の規定により計算する法人にあっては「無」	在する市町村が実際に採用
		を○印で囲んでください。	する税率に相当する割合を
			用いて計算する法人をいい、
			同項本文の規定により計算
			する法人とは、100分の12.3
			を用いて計算する法人をい
			います。以下この記載の手
			引において同じです。

欄等	記載のしかた	留 意 事 項
4 「当期の控除対象外国税額	連結申告法人以外の法人にあっては法人税の明細書(別表6	
①」	(2)) の1の欄の金額を、連結申告法人にあっては法人税の明細	
	書(別表6の2(2)付表)の1の欄の金額を記載します。	
5 「前3年以内の控除限度額	前3年以内の各事業年度又は各連結事業年度において課され	
を超える外国税額②」	た外国税額のうち、前期までに法人税、道府県民税の法人税割	
	及び市町村民税の法人税割の額から控除されなかった部分の額	
	を記載します。	
6 「国税の控除限度額④」	連結申告法人以外の法人にあっては法人税の明細書(別表6	
	(2)) の17の欄の金額を、連結申告法人にあっては法人税の明細	
	書(別表6の2(2)付表)の9の欄の金額を記載します。	
	ただし、第7号の2様式別表1の①の欄に外書きの金額があ	
	る場合においては、次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ次	
	に定める金額を記載します。	
	(1) 第7号の2様式別表1の⑤の欄の金額が、同表の①の欄の	
	金額以下の場合 同表の①の欄の金額	
	(2) 第7号の2様式別表1の⑤の欄の金額が、同表の①の欄の	
	金額を超え、かつ、同欄の金額と同欄の外書きの金額の合計	
	額以下の場合 同表の⑤の欄の金額	
	(3) 第7号の2様式別表1の⑤の欄の金額が、同表の①の欄の	
	金額と同欄の外書きの金額の合計額を超える場合 当該合計	
	額	
7 「道府県民税の控除限度額	道府県民税の控除限度額を政令第9条の7第4項本文の規定	
<b>6</b> J	により計算する法人は、国税の控除限度額に100分の5を乗じて	
	計算した金額を記載し、道府県民税の控除限度額を政令第9条	
	の7第4項ただし書の規定により計算する法人は、第7号の2	
	様式別表2の⑦の欄の金額を記載します。	
8 「市町村民税の控除限度額		
<b>(7)</b>	により計算する法人は、国税の控除限度額に100分の12.3を乗じて計算したの数と記載し、土曜は日光の数別の類に対象の数別の数と記載し、土曜は日光の数別の数との第二	
	て計算した金額を記載し、市町村民税の控除限度額を政令第48	
	条の13第5項ただし書の規定により計算する法人は、第20号の 4様式別表2の⑦の欄の金額を記載します。	
9 「当期分として算定した法		
人税割額⑫」	を記載します。	
	この場合、特別区に事務所等を有する法人の特別区分の都民	
	税法人税割額は、申告書で適用した税率の区分(17.3%のとき	
	は5.0%と12.3%、20.7%のときは6.0%と14.7%) により道府	
	県民税相当額と市町村民税相当額とに分けてから計算します。	
10「前3年以内の控除未済外	(1) 前3年以内の各事業年度又は各連結事業年度において道府	
国税額の明細し	県民税の法人税割額から控除することができる外国税額が当	
	該各事業年度又は各連結事業年度の法人税割額を超えること	
	となったため控除することができなかった額がある場合に記	
	載します。	
	(2) 「当期分」の欄は、「当期分の控除外国税額⑩」の欄の金額	
	のうち、当期において「当期分として算定した法人税割額⑫」	
	の欄の金額から控除できない金額があるとき、当該控除でき	
	ない金額を記載します。	
	(3) 「翌期繰越額計」の欄は、前3年以内の控除未済外国税額	
	の「計」及び「当期分」の欄の翌期繰越額の合計額を記載し	
	ます。	
	(4) 「控除未済外国税額⑭」の欄は、次に掲げる場合にあって	
	は、それぞれに定める金額を記載します。	
	(イ) この申告書を提出する法人を合併法人等とする適格合併	
	等が行われた場合 政令第9条の7第18項及び政令第48条	
	の13第19項の規定の適用があるときの当該適格合併等の日	
	の属する事業年度又は連結事業年度にあっては、第7号の	
	2様式別表5(その2)の⑦の欄の金額	

	欄等	記載のしかた	留 意 事 項
		(ロ) この申告書を提出する法人を分割法人等とする適格分割	
		等が行われた場合 政令第9条の7第25項及び政令第48条	
		の13第26項の規定の適用があるときの当該適格分割等の日	
		の属する事業年度又は連結事業年度にあっては、第7号の	
		2様式別表6(その2)の⑤の欄の金額	
	11「各都道府県・市町村ごと	2以上の都道府県及び市町村に事務所等を有する法人が次の	
	に控除する外国税額の明	ように記載します。	
	細」	(1) 「従業者数又は補正後の従業者数」の欄は、道府県民税及	
		び市町村民税の控除限度額を政令第9条の7第4項本文及び	
		政令第48条の13第5項本文の規定により計算する法人にあっ	
		ては、算定期間の末日現在の従業者の数を記載し、道府県民	
		税及び市町村民税の控除限度額を政令第9条の7第4項ただ	
		し書及び政令第48条の13第5項ただし書の規定により計算す	
		る法人は、第7号の2様式別表2の⑧の欄及び第20号の4様	
		式別表2の⑧の欄の補正後の従業者数を記載します。	
		(2) 「各都道府県ごとに控除すべき外国税額⑰」及び「各市町	
		村ごとに控除すべき外国税額⑳」の計算は「当期分の控除外	
		国税額⑩」及び「前3年以内の控除未済外国税額⑪」の合計	
		額を各都道府県及び各市町村ごとの従業者数又は補正後の従	
		業者数により按分して行います。この場合において、当該算	
		定した外国税額に1円未満の端数があるときは、その端数を	
		切り捨ててください。	
		ただし、特別区に事務所等を有する法人の特別区分の道府	
		県民税及び市町村民税の控除すべき外国税額は、「当期におい	
		て控除する外国税額⑬」の欄から、特別区以外の各都道府県	
		及び特別区以外の各市町村の控除すべき外国税額の合算額を	
		控除した額となります。	
		(3) 「各都道府県ごとに算定した法人税割額⑱」及び「各市町	
		村ごとに算定した法人税割額②」の欄は、各都道府県及び各	
		市町村ごとに算定した当該事業年度分又は連結事業年度分の	
		法人税割額 (第6号様式の⑧及び第20号様式の⑦の欄に記載	
		すべき法人税割額で100円未満の端数を切り捨てる前の金額)	
		を記載します。	
	1 用途等	(1) この明細書は、第7号の2様式の明細書に添付してくださ	
別		ν <sub>0</sub> .	
表		(2) この明細書の各欄に記載する金額は、第7号の2様式の明	
_		細書及び法人税の明細書(別表6(3))の各欄に記載する金額	
		とおおむね一致しますから、これらの明細書に記載したとこ	
	o EVI I h	ろに準じて記載してください。	
	2 「法人名」	法人課税信託の受託者が当該法人課税信託について、この明	
		細書を第7号の2様式の明細書に添付する場合にあっては、当	
		該法人課税信託の名称を併記してください。	
	3 「国税の控除限度額①」	この欄の外書には、東日本大震災からの復興のための施策を	
		実施するために必要な財源の確保に関する特別措置法第50条第	
		1項又は第2項に規定する政令で定めるところにより計算した	
	4 「並り左門中の極陸人や毎	金額を記載します。	
	4「前3年以内の控除余裕額		
	又は控除限度額を超える外 国税額の明細	る場合にあっては、それぞれに定める金額を記載します。 (1) この明細書を提出する法人を合併法人等とする適格合併	
	当饥饿火がか	(1) この明神者を促出する法人を合併法人等とする適格合併 等が行われた場合 政令第9条の7第6項の規定の適用が	
		等が17われた場合 政党第9余の7第6項の規定の適用が あるときの当該適格合併等の日の属する事業年度又は連結	
		あることの自該適格合併寺の日の属りる事業中及又は連結 事業年度にあっては、第7号の2様式別表3の⑪の欄の金	
		事業年度にめつくは、第1万の2様式別衣3の⑪の懶の金 額	
		(I) この明細書を提出する法人を分割法人等とする適格分割	
		等が行われた場合 政令第9条の7第15項の規定の適用が	
		等が17んれた場合 政市第9余の7第15項の規定の適用が あるときの当該適格分割等の日の属する事業年度又は連結	
		事業年度にあっては、第7号の2様式別表4の⑤の欄の金	
		新来年度にあっては、第15002個以前表40000個の金 額	
<u> </u>		대서	

	 欄 等	記載のしかた	留 意 事 項
	11414 14	(2) 「控除限度額を超える外国税額」欄の「前期からの繰越額」	ш /г. 7.
		の欄は、次に掲げる場合にあっては、それぞれに定める金額	
		を記載します。	
		(1) この明細書を提出する法人を合併法人等とする適格合併	
		等が行われた場合 政令第9条の7第6項の規定の適用が	
		あるときの当該適格合併等の日の属する事業年度又は連結	
		事業年度にあっては、第7号の2様式別表3の⑭の欄の金	
		額	
		(11) この明細書を提出する法人を分割法人等とする適格分割	
		等が行われた場合 政令第9条の7第15項の規定の適用が	
		あるときの当該適格分割等の日の属する事業年度又は連結	
		事業年度にあっては、第7号の2様式別表4の⑩の欄の金	
		額	
	1 用途等	この明細書は、道府県民税の控除限度額を政令第9条の7第	
別		4項ただし書の規定により計算する場合に記載し、第7号の2	
表		様式の明細書に添付してください。	
_	2 「法人名」	法人課税信託の受託者が当該法人課税信託について、この明	
		細書を第7号の2様式の明細書に添付する場合にあっては、当	
		該法人課税信託の名称を併記してください。	
	3 「国税の控除限度額①」	連結申告法人以外の法人にあっては法人税の明細書(別表6	
		(2)) の17の欄の金額を、連結申告法人にあっては法人税の明細	
	4 [XX ** *X ** (	書(別表6の2(2)付表)の9の欄の金額を記載します。	
	4「従業者数②」	算定期間の末日現在の従業者の数を各都道府県ごとに記載し	
		ます。この場合において、特別区の存する区域と当該区域以外 の都の区域に事務所等を有する法人にあっては、特別区の存す	
		る区域の事務所等の従業者数と当該区域以外の都の区域の事務	
		所等の従業者数とに区分して記載します。	
	5「②で按分した国税の控除		
	限度額④」	の欄の総従業者数で除して1人当たりの金額(当該除して得た	
		数値に小数点以下の数値があるときは、当該小数点以下の数値	
		のうち当該従業者数の総数のけた数に1を加えた数に相当する	
		数の位以下の部分の数値を切り捨ててください。)を算出し、当	
		該1人当たりの金額に「従業者数②」の欄の各都道府県ごとの	
		従業者の数を乗じて得た金額を記載します。この場合において、	
		当該乗じて得た金額に1円未満の端数があるときは、その端数	
	C [124 data (C)	を切り捨ててください。	
	6 「税率⑤」	当該事業年度分又は連結事業年度分に適用される各都道府県ごとの道府県民税の法人税割の税率を記載します。この場合に	
		おいて、特別区の存する区域と当該区域以外の都の区域に事務	
		所等を有する法人にあっては、特別区の存する区域の従業者数	
		に対応する欄には、特別区の存する区域において課する都民税	
		の法人税割の税率に相当する割合に17.3分の5を乗じて得た割	
		合(当該割合に小数点以下1位未満の端数があるときは、その	
		端数を四捨五入してください。)を、当該区域以外の都の区域の	
		従業者数に対応する欄には、特別区の存する区域以外の都の区	
		域において課する都民税の法人税割の税率をそれぞれ記載しま	
	7 「道府県民税の控除限度額	す。 各都道府県ごとの④の欄の金額に各都道府県ごとの⑤の欄の	
	6]	税率を乗じて得た金額を記載します。この場合において、当該	
		乗じて得た金額に1円未満の端数があるときはその端数を切り	
		捨ててください。	
	8「補正後の従業者数⑧」	各都道府県ごとの②の欄の従業者数に各都道府県ごとの⑤の	
		欄の税率を乗じて得た数を100分の5で除して得た従業者数を記	
		載します。この場合において、当該除して得た従業者数に1人に出たない。 スの間がは1700 位でするがない	
		に満たない端数があるときは、その端数を切り捨ててください。	
L			<u> </u>

欄等	記載のしかた	留	意	事	項
1 用途等	この明細書は、政令第9条の7第6項の規定の適用を受ける				
	場合に記載し、第7号の2様式別表1に併せて提出してください。				
2 法人名	法人課税信託の受託者が当該法人課税信託について、この明				
	細書を第7号の2様式の明細書に添付する場合にあっては、当				
	該法人課税信託の名称を併記してください。				
3 「被合併法人等の控除余裕	次に掲げる場合に応じ、それぞれに定める金額を記載します。				
額①」	(1) この明細書を提出する法人を合併法人とする適格合併が行				
	われた場合 当該適格合併に係る被合併法人の当該適格合併				
	の日の前日の属する事業年度又は連結事業年度の第7号の2				
	様式別表1の「控除余裕額」欄の「翌期繰越額」の欄の金額				
	(2) この明細書を提出する法人を分割承継法人等(分割承継法				
	人又は被現物出資法人をいいます。以下この記載の手引において同じです。)とする適格分割等が行われた場合 当該適格				
	分割等に係る分割法人等の当該適格分割等の日の属する事業				
	年度又は連結事業年度開始の日の前日の属する事業年度又は				
	連結事業年度の第7号の2様式別表1の「控除余裕額」欄の				
	「翌期繰越額」の欄の金額				
4 「分割法人等の国外所得金	次に掲げる法人の区分ごとに、それぞれに定める金額を記載				
額又は個別国外所得金額②」					
	(1) 連結申告法人以外の法人 「被合併法人等の控除余裕額①」				
	の欄の金額に係る事業年度の分割法人等の法人税の明細書(別				
	表 6(2)) の 9 の欄の金額 (2) 連結申告法人 「被合併法人等の控除余裕額①」の欄の金				
	額に係る連結事業年度の分割法人等の法人税の明細書(別表				
	6の2(2)付表)の3の欄の金額				
5 「当該法人の控除余裕額と	(1) この明細書を提出する法人を合併法人とする適格合併が行				
みなされる金額④」	われた場合				
	① <del>又は①×</del> ②				
	② この明細書を提出する法人を分割承継法人等とする適格分				
	割等が行われた場合				
	3				
6 「被合併法人等の控除限度	次に掲げる場合に応じ、それぞれに定める金額を記載します。				
額を超える外国税額⑤」	(1) この明細書を提出する法人を合併法人とする適格合併が行				
	われた場合 当該適格合併に係る被合併法人の当該適格合併				
	の日の前日の属する事業年度又は連結事業年度の第7号の2				
	様式別表1の「控除限度額を超える外国税額」欄の「翌期繰 越額」の欄の金額				
	超額  の欄の金額				
	割等が行われた場合 当該適格分割等に係る分割法人等の当				
	該適格分割等の日の属する事業年度又は連結事業年度開始の				
	日の前日の属する事業年度又は連結事業年度の第7号の2様				
	式別表 1 の「控除限度額を超える外国税額」欄の「翌期繰越				
_ 50 ±00 +00 +00 +00 +00 +00 +00 +00 +00 +0	額」の欄の金額				
7 「分割法人等の外国の法人					
税等の額⑥」	額に係る事業年度又は連結事業年度の分割法人等の法人税の明 細書(別表6(2の2))の24の欄の金額を記載します。				
8 「当該法人の控除限度婚お	加査 (別表 6 (2021) 024の欄の金額を記載しより。   (1) この明細書を提出する法人を合併法人とする適格合併が行				
超える外国税額とみなされ					
る金額⑧」					
	⑤ <del>又は⑤×</del>				
	₩				

	欄等	記載のしかた	留	意	事 ュ	頁
		(2) この明細書を提出する法人を分割承継法人等とする適格分				
		割等が行われた場合				
		<del>⑤又は</del> ⑤× <u>⑦</u>				
		<b>o</b>				
		この明細書は、政令第9条の7第15項の規定の適用を受ける				
別	1 711)近4	場合に記載し、第7号の2様式別表1に併せて提出してくださ				
表		V.				
四	2 法人名	法人課税信託の受託者が当該法人課税信託について、この明				
		細書を第7号の2様式の明細書に添付する場合にあっては、当				
		該法人課税信託の名称を併記してください。				
	3「当該法人の控除余裕額①」	この明細書を提出する法人を分割法人等とする適格分割等が				
		行われた場合には、当該法人の当該適格分割等の日の属する事				
		業年度又は連結事業年度開始の日の前日の属する事業年度又は				
		連結事業年度の第7号の2様式別表1の「控除余裕額」欄の「翌 期繰越額」の欄の金額を記載します。				
	4 「当該法人の国外所得金額					
	又は個別国外所得金額②」	します。				
		(1) 連結申告法人以外の法人 「当該法人の控除余裕額①」の欄				
		の金額に係る事業年度の法人税の明細書(別表6(2))の9の				
		欄の金額				
		(2) 連結申告法人 「当該法人の控除余裕額①」の欄の金額に係				
		る連結事業年度の法人税の明細書(別表6の2(2)付表)の3				
		の欄の金額				
	5 「当該法人の控除限度額を					
	超える外国税額⑥」	行われた場合には、当該法人の当該適格分割等の日の属する事業年度又は連結事業年度開始の日の前日の属する事業年度又は				
		連結事業年度の第7号の2様式別表1の「控除限度額を超える				
		外国税額   欄の「翌期繰越額」の欄の金額を記載します。				
	6 「当該法人の外国の法人税	「当該法人の控除限度額を超える外国税額⑥」の欄の金額に				
	等の額⑦」	係る事業年度又は連結事業年度の法人税の明細書(別表6(2の				
		2)) の24の欄の金額を記載します。				
	1 用途等	この明細書は、政令第9条の7第18項の規定の適用を受ける				
別		場合に記載し、第7号の2様式(その1)の明細書に添付して				
表五	2 法人名	ください。   法人課税信託の受託者が当該法人課税信託について、この明				
ш.	2 伝入名	細書を第7号の2様式の明細書に添付する場合にあっては、当				
そ		該法人課税信託の名称を併記してください。				
の	3 「被合併法人等の控除未済					
_	外国税額①」	(1) この明細書を提出する法人を合併法人とする適格合併が行				
)		われた場合 当該適格合併に係る被合併法人の当該適格合併				
		の日の前日の属する事業年度又は連結事業年度の第7号の2				
		様式(その1)の「翌期繰越額⑮」の欄の金額				
		(2) この明細書を提出する法人を分割承継法人等とする適格分割がに行ったもれる。 水鉄道 かいかに ぼっつかけ しがのど				
		割等が行われた場合 当該適格分割等に係る分割法人等の当 該適格分割等の日の属する事業年度又は連結事業年度開始の				
		日の前日の属する事業年度又は連結事業年度の第7号の2様				
		式(その1)の「翌期繰越額⑮」の欄の金額				
	4 「分割法人等の国外所得金					
	額又は個別国外所得金額②」	します。				
		(1) 連結申告法人以外の法人 「被合併法人等の控除未済外国				
		税額①」の欄の金額に係る事業年度の分割法人等の法人税の				
		明細書(別表62)の9の欄の金額				
		(2) 連結申告法人 「被合併法人等の控除未済外国税額①」の欄				
		の金額に係る連結事業年度の分割法人等の法人税の明細書(別表6の2(2)付表)の3の欄の金額				
		☆ U v / U W/11 次 / v / U v /1側 v / 亚 快				
	i e e e e e e e e e e e e e e e e e e e	1				

		記 兼 の 1 み た	5刀 立	· ‡	佰
	欄等 5 「当該法人の姓除主済外国	記載のしかた (1) この明細書を提出する法人を合併法人とする適格合併が行	留意	事_	項
	5 「当該法人の控除木済外国 税額とみなされる金額④」	(I) この明細書を提出する法人を合併法人とする適格合併か行われた場合			
	化領とでなられる立領医	424 072 7 日			
		① <del>又は①×</del>			
		⊕ ( ) ( ) ( ) ( ) ( ) ( ) ( ) ( ) ( ) (			
		  (2)   この明細書を提出する法人を分割承継法人等とする適格分			
		割等が行われた場合			
		<u>+ Txi</u> 1×			
		<b>2</b>			
	1 用途等	この明細書は、東京都内に事務所等を有する法人が政令第9			
別		条の7第18項及び第48条の13第19項の規定の適用を受ける場合			
表		に記載し、第7号の2様式(その2)の明細書に添付してくだ			
五.		さい。			
<u> </u>	2 法人名	法人課税信託の受託者が当該法人課税信託について、この明			
その		細書を第7号の2様式の明細書に添付する場合にあっては、当			
の -	3 「被合併法人等の控除未済	該法人課税信託の名称を併記してください。			
<u> </u>	3 「被合併法人等の控除未済 外国税額①」	次に掲げる場合に応じ、それぞれに定める金額を記載します。 (1) この明細書を提出する法人を合併法人とする適格合併が行			
	外国忧郁①」	われた場合 当該適格合併に係る被合併法人の当該適格合併			
		の日の前日の属する事業年度又は連結事業年度の第7号の2			
		様式(その2)の「翌期繰越額⑯」の欄の金額			
		(2) この明細書を提出する法人を分割承継法人等とする適格分			
		割等が行われた場合 当該適格分割等に係る分割法人等の当			
		該適格分割等の日の属する事業年度又は連結事業年度開始の			
		日の前日の属する事業年度又は連結事業年度の第7号の2様			
		式(その2)の「翌期繰越額⑯」の欄の金額			
	4 「分割法人等の国外所得金	次に掲げる法人の区分ごとに、それぞれに定める金額を記載			
	額又は個別国外所得金額②」	します。			
		(1) 連結申告法人以外の法人 「被合併法人等の控除未済外国税			
		額①」の欄の金額に係る事業年度の分割法人等の法人税の明			
		細書 (別表 6 (2)) の 9 の欄の金額			
		(2) 連結申告法人 「被合併法人等の控除未済外国税額①」の			
		欄の金額に係る連結事業年度の分割法人等の法人税の明細書			
	こ 「火歩汁」の地陸土汶州戸	(別表6の2(2)付表)の3の欄の金額 (1) この明細書を提出する法人を合併法人とする適格合併が行			
	税額とみなされる金額④	(1) この別和書を促出する伝入を音研伝入とする適格音研が1] われた場合			
	沈朝とかなられる並供色」	424 07 2 物 口			
		0 <del>710x</del>			
		⊕ ( ) ( ) ( ) ( ) ( ) ( ) ( ) ( ) ( ) (			
		(2) この明細書を提出する法人を分割承継法人等とする適格分			
		割等が行われた場合			
		<del>⊕₹は</del> ①× <mark>◎</mark>			
		$ \omega $			
	1 用途等	この明細書は、政令第9条の7第25項の規定の適用を受ける			
別		場合に記載し、第7号の2様式(その1)の明細書に添付して			
表	0 417	ください。			
六	2 法人名	法人課税信託の受託者が当該法人課税信託について、この明知書が第7月の9度者の明知書に続けたる場合によっては、米			
へ ユ		細書を第7号の2様式の明細書に添付する場合にあっては、当			
その	3 「当該法人の控除未済外国	該法人課税信託の名称を併記してください。 この明細書を提出する法人を分割法人等とする適格分割等が			
—	税額①」	ていめ神音を促出する伝人を分割伝入寺とする適格分割寺が 行われた場合には、当該法人の当該適格分割等の日の属する事			
$\smile$		業年度又は連結事業年度開始の日の前日の属する事業年度又は			
		連結事業年度の第7号の2様式(その1)の「翌期繰越額⑮」			
		の欄の金額を記載します。			
		<u></u>			

	欄等	記載のしかた	留	意	事	項
	4 「当該法人の国外所得金額	次に掲げる法人の区分ごとに、それぞれに定める金額を記載				
	又は個別国外所得金額②」	します。				
		(1) 連結申告法人以外の法人 「当該法人の控除未済外国税額①」				
		の欄の金額に係る事業年度の法人税の明細書(別表6(2))の				
		9の欄の金額				
		(2) 連結申告法人 「当該法人の控除未済外国税額①」の欄の				
		金額に係る連結事業年度の法人税の明細書(別表6の2(2)付				
		表)の3の欄の金額				
	1 用途等	この明細書は、東京都内に事務所等を有する法人が政令第9				
別		条の7第25項及び第48条の13第26項の規定の適用を受ける場合				
表		に記載し、第7号の2様式(その2)の明細書に添付してくだ				
六		さい。				
$\overline{}$	2 法人名	法人課税信託の受託者が当該法人課税信託について、この明				
そ		細書を第7号の2様式の明細書に添付する場合にあっては、当				
の		該法人課税信託の名称を併記してください。				
_	3 「当該法人の控除未済外国	この明細書を提出する法人を分割法人等とする適格分割等が				
	税額①」	行われた場合には、当該法人の当該適格分割等の日の属する事				
		業年度又は連結事業年度開始の日の前日の属する事業年度又は				
		連結事業年度の第7号の2様式(その2)の「翌期繰越額⑯」				
	5	の欄の金額を記載します。				
	4 「当該法人の国外所得金額	次に掲げる法人の区分ごとに、それぞれに定める金額を記載				
	又は個別国外所得金額②」	します。				
		(1) 連結申告法人以外の法人「当該法人の控除未済外国税額①」				
		の欄の金額に係る事業年度の法人税の明細書(別表 6 (2))の				
		9の欄の金額				
		(2) 連結申告法人 「当該法人の控除未済外国税額①」の欄の				
		金額に係る連結事業年度の法人税の明細書(別表6の2(2)付				
		表)の3の欄の金額				